

# 岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金に関するご質問

令和4年6月13日

## 1. 申請方法等について

**Q 1. 補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。**

A 1. 交付申請の受付後、交付決定された申請に交付決定通知書を発出します。交付決定通知日以後に、補助事業（充電設備の購入）の実施が可能となります。補助事業の完了後、実績報告書を提出していただき、審査を経て額の確定を行い、額の確定通知書を発出します。額の確定通知書を受領後、交付請求書を提出していただくと、補助金を交付します。

なお、県への交付申請にあたっては、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）からの交付決定を受けることが条件となります。

**Q 2. 申請期限はいつまでですか。また実績報告の期限はいつまでですか。**

A 2. 交付申請の受付期間は令和4年6月13日（月）から令和4年11月30日（水）17時15分までです。

実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日または令和5年2月28日（火）までです。なお、実績報告書には、センターの額の確定通知書の写しの添付が必要なため、日程の管理が必要となります。

**Q 3. 申請の受付は先着順ですか？**

A 3. 先着順となります。

**Q 4. 補助金の予算を教えてください。**

A 4. 30,000千円です。

## 2. 補助対象について

**Q 5. 急速充電設備は対象になりますか。**

A 5. 急速充電設備は対象になりません。普通充電設備のみ対象になります。

**Q 6. 補助対象となる普通充電設備はどのようなものがありますか。**

A 6. センターのホームページから確認することができます。(P4.5)

[http://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden\\_pdf/R3ho/r03ho\\_juden\\_jougen\\_meigara.pdf](http://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R3ho/r03ho_juden_jougen_meigara.pdf)

**Q 7. 充電用コンセントスタンド、充電用コンセントは対象になりますか。**

A 7. 対象になりません。普通充電設備のみ対象となります。

**Q 8. 補助対象になる事業者は？**

A 8. 岐阜県内の宿泊事業者及び観光事業者並びにこれらの事業者と提携して駐車場を経営する者、が対象となります。

**Q 9. 観光事業者の定義を教えてください。**

A 9. 一般社団法人岐阜県観光連盟又は要綱別表1に規定する観光協会の会員であって、観光施設（自治体が運営する観光施設その他知事が適当でないと認めるものを除く。）において施設の運営管理を行う者をいいます。

**Q 10. 普通充電設備の設置工事費は補助対象になりますか？**

A 10. 補助対象外です。普通充電設備の購入経費のみ補助対象となります。

**Q 11. センターの補助金は申請していないが、県補助金は申請できますか。**

A 11. 申請できません。センターから交付決定をされることが条件となります。

**Q 12. 普通充電設備の入れ替えは対象になりますか。**

A 12. 対象になりません。新規購入のみ対象となります。

### 3. 申請書類等について

#### Q 1 3. 交付申請書以外に必要な書類はありますか？

A 1 3. 誓約書（別記第 2 号様式）、センター補助金の交付申請書に添付した充電設備本体の購入にかかる見積書（写し）、センター補助金の交付決定通知書（写し）、県税納税証明書（原本）が必要となります。申請書の区分によって、提出いただく書類が異なるため、詳しくは要綱別表 3 または、手引きの P 3 を参照ください。

### 4. その他について

#### Q 1 4. 処分制限期間は？

A 1 4. 処分制限期間は 5 年です。5 年以内に廃棄等する場合は、財産処分承認申請書（別記第 1 0 号様式）の提出が必要です。